

「新生事件」をめぐる日中両国の報道及其の背景に 関する分析 ——差異と原因——

楊 韜

1 はじめに

1935年上海で発行された週刊雑誌『新生』（以下、『新生』とする）は天皇を論じた記事「閑話皇帝」¹を掲載した。本稿はその記事が発端となって起きた「新生事件」と、その事件に関する当時の日本と中国の報道の差異について考察する。さらに、事件発生の原因、事件直後の日中両国における影響についても明らかにする。

「新生事件」について、中国では近代史研究、とりわけ出版史やジャーナリズム史研究で取り上げられることが多いのに対して、日本の歴史研究ではほとんど扱われていない。筆者が調べた限りでは、島田俊彦・宇野重昭の太平洋戦争研究、そして今村与志雄の自由の系譜に関する研究のなかで、少し紹介されているだけである。しかし、「新生事件」の発生は当時の日本と中国の政治体制、言論統治状態、さらに（帝政に対する）国民意識と深いかわりをもっており、また、その後に事件が及ぼした影響も両国において大きい。したがって、事件の歴史的な紹介にとどまらず、関係する報道を分析することによって、事件の背景とそれがもたらした影響について具体的に考察する必要があると思われる。本稿は今まで日本ではそれほど注目されていなかった「新生事件」を、1930年代の新聞記事という史料に基づく、ジャーナリズム論と歴史学の視点から行う考察である。これは、近代日本と中国の時空間を跨って、一つ共通の事件に焦点を当てたジャーナリズム史研究の試みである。

本稿の構成として、はじめに記事「閑話皇帝」が掲載された『新生』とその責任者である杜重遠^{とじゅうえん}、記事の具体的な内容、「新生事件」をめぐる裁判所の判決などを紹介する。次に、新聞記事を手がかりとして、事件に関する当時の日本と中国のメディア報道のあり方を考察する。最後に、考察から得た結果を踏まえて、「新生事件」の発生原因とその影響を探る。

2 「新生事件」について

2-1 杜重遠と『新生』

新生事件の発生は、『新生』、そして『新生』責任者である杜重遠と大きな関係がある。事件の経緯をたどる前に、杜重遠と『新生』について簡単に紹介する。

杜重遠は、1898年に中国吉林省懷徳県に生まれ、1917年に公費による日本留学生

として東京高等工業学校（現東京工業大学）に入学し、1923年に帰国した。杜重遠は、日本で学んだ窯業の知識をもとに、帰国後瀋陽で窯業会社を設立した。1927年、杜重遠は奉天（現在の瀋陽）総商会会長に選ばれた。1929年、奉天総商会が工会、商会、農会の三つに再編成された後、彼は工会会長になり、同時に張学良²の秘書を兼任した。1931年以後、上海を中心に抗日救亡（日本の侵略に抗し、亡国の危機から救う）宣伝活動に力を入れると同時に、九江に陶業会社を創業した。1933年からは、週刊雑誌『生活』を発行していた鄒韜奮³と交わり、1934年『新生』を発行した。1935年7月、「新生事件」で懲役1年2ヶ月の判決を言い渡され、上海の漕河涇監獄に入り、1936年9月に刑期を終え出獄した。1938年には国民参政会⁴参政員に選ばれたが、1939年初め、抗日根拠地を作るために新疆に入った。当時新疆当局の任命で新疆学院院長に就いた杜重遠は、積極的に抗日教育を実施した。1944年6月に毒殺されたといわれている。鄒韜奮と杜重遠は、年齢も近く、共に抗日救亡活動の先端に立つ戦友だった。また、杜重遠にとって、鄒韜奮は彼に大きな影響を与え、彼が実業家からジャーナリストへ変身するきっかけを与えた重要な人物でもある。

『新生』は、鄒韜奮が発行した『生活』の続編とも言うべきものである。鄒韜奮が主宰する『生活』は、1933年12月に国民政府当局に発行禁止された。翌年2月10日、杜重遠が『新生』を創刊したが、このことについて、鄒韜奮は次のように述べている。

私が出国後『生活』は廃刊に追い込まれた。誠実な友杜重遠は直ちに『新生』を創刊した。精神や理念上においては、『生活』とは変わりがない。私がつもっていた松明を、一人の友人が引き継いでもつてくれて、引き続き暗黒のなかを前進しているのである。私は海外でこの消息を得て、眠れないほど喜んだし、心から杜重遠に感謝している。（『韜奮全集』第10巻 833）

鄒韜奮は、ロンドンで『生活』が廃刊に追い込まれたことを知った。それからわずか二ヶ月後、『生活』の編集方針を受けついた『新生』が誕生したわけである。これに対して、鄒韜奮がとても喜んでいた様子は上記の引用文から分かる。二人に共通する理念は、それぞれの雑誌上にも表明されている。今村与志雄は、『新生』と『生活』の関係を「同誌は、その前身である鄒韜奮の『生活』誌の理想を受けついで、屈折した形をとりつつ、世論を誌上に反映させていたのであった」（今村 193・94）と述べている。

『新生』の創刊号（1934年2月10日）で、杜重遠は雑誌創刊の動機をこう語っている。「大多数の民衆に中国の民族地位、帝国主義の侵略を深刻に認識させなければならぬ。民衆が自身の任務や前途に対して切実な認識がなければ、民族の勇気と決心を奮発することはできない。これこそは、記者と友人らが本誌を創刊する動機である」

(『新生』影印本第1巻 1)。すなわち、杜重遠は1931年の満州事変以来、中国の深刻な民族危機に危惧を抱き、民衆意識の喚起に使命感を抱き、中国の民族再生を望んでいた。故に、雑誌名を「新生」にしたのである。ところが、この新しい雑誌も「新生事件」により、1935年6月に発行が禁止される。

2-2 記事「閑話皇帝」の内容

「新生事件」では、記事の内容が(日本の天皇に対する)不敬とされた。いったい記事の何が不敬と判断されたのか、この問題の検討に入る前に、ここでは記事の内容を紹介する。記事は、漢代の劉邦から清朝末の袁世凱に到る中国の歴史上の指導者を取りあげ、彼らの野心や不幸な結末について述べる。そして、中国の皇帝が歴史上から姿を消したのに対し、イギリスやイタリア、ユーゴスラビアやシャムには皇帝が依然として存在していると指摘する。記事のなかに、それらの皇帝は「傀儡」として論じている。その「傀儡」の実例として、日本の天皇が取り上げられる。

我々の知るところでは、日本の天皇は一人の生物学者である。皇帝になったのは世襲によるため、彼はならないわけにはいかない。天皇の名義を奉じて一切の事を行うとはいうものの、その実、その指揮者たるをえない。天皇は、ただ外賓接見のときに、閱兵のときに、なにか大典禮のときに、用いられるに過ぎない。それ以外の天皇は、人民からまったく忘却されている。(『新生』影印本第2巻 313)

記事は、もし皇帝とならず雑事に煩わされることもなければ、天皇の生物学上の成果は現在よりもっと多くなるはずだと推測する。さらに重要な指摘として、「天皇を用いて、いっさいの内部各層の衝突を緩和し、一部の人間の罪悪を粉飾しようとしているのである」(『新生』影印本第2巻 313)と述べ、日本の真の統治者が軍部と資産階級であるとする。記事はさらに傀儡皇帝の例として、11歳のユーゴスラビア皇帝と9歳のシャム皇帝(記事には写真も掲載されている)を挙げ、これらの年若い皇帝にはとても統治能力があると思われないと述べる。そして記事は最後に次のように結論を下す。

現在の皇帝のなかでいちばん哀れなのは、おそらく偽満州国の皇帝溥儀であろう。現在、皇帝になることは、傀儡になるにひとしい。溥儀が傀儡の傀儡であることはいままでもないから、無論、過去のあらゆる末期の皇帝と同じく、ますます皇帝の悲哀を感ずるだろう。(『新生』影印本第2巻 313)

以上が不敬とされた記事「閑話皇帝」の主な内容である。この記事の一体どこが「不敬」であるのか、そしてなぜ当時、このような内容が非難を受けたかについての分析は、後に事件原因の部分で行なう。

2-3 「新生事件」の経緯

「新生事件」の経緯を、その発端、展開、終局の三段階に分けて説明したい。「閑話皇帝」は、1935年5月4日発行の『新生』に掲載された。記事の作者易水というのは、^{あいかんしょう}艾寒松⁵の筆名である。「閑話皇帝」が最初に問題となったのは、上海ではない。記事は5月に上海で掲載された後、6月に天津のフランス租界で発行された『大報』という小型新聞に転載されたが、天津の日本総領事館がこれに目をつけ、総領事館と天津市政府の折衝により、『大報』が廃刊されたことが、事件の発端となった。

そして、事件は上海地域に飛び火する。6月に、上海の日本総領事が上海市政府に『新生』の廃刊や責任者の処罰などを要求したことを受け、上海市長は陳謝の意を表明し、日本側の要求を全面的に受け入れた。6月28日、7月1日の二回にわたって、上海共同租界内の江蘇省高等法院（高等裁判所）第二分院で事件審理が行なわれた。執筆者である易水は『新生』への投稿者であったが、住所や本名などはまったく不明のため、杜重遠だけに懲役一年二ヶ月の判決が下った。裁判が終わって退廷する際に、杜重遠が傍聴席に向かい、「私は中国の法律を認めず」と叫び、傍聴人もこれに応じて「打倒帝国主義」、「反対不当判決」とわめき、「反帝国抗日新生万歳」、「打倒日本帝国主義」、「打倒売国政府」などと書かれた宣伝ビラが撒かれて、一時法廷は混乱状態に陥った。

その後事件の終局として、杜重遠夫人の侯御之が行なった上訴は却下された。ところが、『新生』の記事の掲載と雑誌の発行は、すべて国民政府の検閲を通過しているはずであることから、「新生事件」の波紋は南京の国民政府にも及び、日中両国政府間の緊張感も高まることになった。また、事件後、国民政府は検閲組織や「出版法」の見直しに乗り出し、言論統制をさらに強化させた。これについては、後に事件の影響を考察する部分でさらに触れたい。

3 「新生事件」をめぐる日中両国の報道とその分析

以上、「新生事件」の経緯をたどってきた。この事件は当時、裁判を契機に震源地となった上海だけではなく、中国各地で民衆に注目されることになった。国民政府の首都南京では、政府関係者は事件の対応に追われ、上海や北京の法律関係者やジャーナリストも高い関心を寄せる一方で、日本国内でも「新生事件」は大きく報じられた。今村は、『『新生』事件そのものは、当初から、中国での波紋の大きさは対照的に、

日本ではこれまでほとんどとりあげられず、島田俊彦の外交文書による研究（中略）があるぐらいで、現在、一般にはほとんど知られていないといってよい」（今村（A）188）と述べている。しかし、今村が指摘している「とりあげられず」というのは、おそらく歴史あるいは外交の専門研究分野に限ったことであろう。というのも1935年には、日本の一般新聞は「新生事件」に関して連日報道し、それは二ヶ月以上に及んだからである⁶。

これらの動きについて、中国と日本のメディアはどのように報道したか。ここでは、両国のそれぞれの代表的な新聞の報道記事から、その内容と特徴を考察したい。中国側の考察対象は『申報』⁷であり、日本側は『東京朝日新聞』⁸である。ここでは、主に記事の見出しと内容、とくに記事のなかで言及された人物（事件当事者、政府関係者、一般民間人）や組織（政府機関、民間組織）などの報道範囲に関する要素から分析する（ここで引用する見出しや記事内容の日本語訳は、すべて筆者によるものである）。

まず、1935年6-7月の『申報』と『東京朝日新聞』で掲載された関係記事の見出しと掲載日は、次のとおりである（表1）。歴史的参照対象として『中国近代現代出版通史』における「新生事件」に関する記述（筆者による訳）を併記する。

表1

『申報』（日本語訳）	『中国近代現代出版通史』の記述	『東京朝日新聞』
<ul style="list-style-type: none"> ○「新生」記載信憑性欠く 市政府が日本側要求に従い 裁判所責任者及び作者召喚 訊問【7月1日】 ○中宣會再編成の予定 上海 図書審査會主任及び審査員 摘発免職【7月5日】 ○日本外相 閣議で「新生事件」報告【7月6日】 ○新生案 九日に裁判所開廷【7月6日】 ○英国新聞 新生案を論じ【7月7日】 ○新生案判決 杜重遠一年 二ヶ月懲役 上訴保釈禁止 即入獄【7月10日】 ○唐有壬談話 新生案一段落【7月12日】 ○「新生」発禁処分 租界警察 所声明 昨日高裁二分院 裁定【7月20日】 	<ul style="list-style-type: none"> ○1935年5月4日の『新生』に「閑話皇帝」を掲載され。 ○1935年6月下旬、石射 日本上海総領事は呉鉄 城上海市長を訪ね、「閑話皇帝」の掲載へ抗議、 雑誌の廃刊や関係者の 処罰を要求。 ○1935年6月24日、上海 公安局は『新生』の 発行禁止令を出した。 ○1935年7月7日、国民 政府中央宣伝委員会は 各省市党支部へ電報令、 同じ事件再発を防止す るよう注意。 ○1935年初旬、上海市公 安局は杜重遠ら「新生 事件」関係者を江蘇省 高等法院第二分院へ公 訴を提起した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上海の不敬事件 嚴重責任 を追求 雑誌「新生」の本 月號【6月23日】 ○上海の不敬事件 吳市長公 文で陳謝表明【6月27日】 ○上海の不敬事件重大化 政府の訓令に基き 支那に嚴 重抗議 有吉大使が唐次長 に【7月3日】 ○要人等上海へ 我が意向打 診 近く蔣氏に建言 第三 艦隊上海で待機【7月3日 夕刊】 ○唐次長磯谷少将に軍部の意 向聴取 不敬事件の成行重 大【7月4日】 ○上海の不敬事件（社説）【7 月4日】 日本側の要求に極力善處を 回答 不敬事件を支那重視 【7月4日夕刊】

『申報』（日本語訳）	『中国近代現代出版通史』の記述	『東京朝日新聞』
<ul style="list-style-type: none"> ○新生案上訴却下され【7月21日】 ○新生案 杜重遠夫人侯御之上訴及び抗議文【7月23日】 ○北京上海各地新聞界 出版法再議を要求【7月24日】 ○新生案 杜重遠夫人侯御之上訴及び抗議文（続）【7月24日】 ○新生案 弁護士公會討議が終え 司法院にただすを申す【7月24日】 ○上海新聞公會 中政會へ電報 出版法原則改定について 立法院での再議を呼びかける【7月25日】 ○上海新聞公會 出版法難点を例証出版法原則改定について 立法院での再議を呼びかける【7月26日】 ○北京新聞學會 出版法再議を要求 中政會へ原則改定を促す 全国へ電報 一致主張を呼びかける【7月29日】 	<ul style="list-style-type: none"> ○1935年7月9日、杜重遠に懲役一年二ヶ月の判決を下した。 ○1935年7月22日、杜重遠夫人侯御之は、判決結果に不服のため上訴したが、却下された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が積極的態度 嚴重に通告す 須磨総領事再び唐氏訪問【7月5日】 ○不敬事件の対策 国府緊急首脳會議 軍艦安宅待機【7月5日夕刊】 ○新生事件 我が抗議を容認 正式謝罪に決す 国民政府の解決策 地方黨部に取締訓令【7月6日夕刊】 ○不敬事件の防止嚴達 各省市黨部へ【7月8日】 ○『新生』事件一段落 我大使館経過を発表【7月9日】 ○『新生』不敬事件 支那正式に陳謝 我要求全部を容認 黨部の態度改善 此上は實行を監視 我が大使館言明す【7月9日夕刊】 ○『新生』責任者 一年二月の判決【7月10日夕刊】

以上の記事の見出しと本文から、『申報』と『東京朝日新聞』の報道のキーワードを抽出し、以下の表2、表3にまとめてみた。

表2

申報	類出表現	裁判、判決、上訴、
	主要政府機関	高等裁判所、上海図書審査会、中国中央政府宣伝委員会、日本大使館、
	主要民間組織	上海弁護士公会、上海新聞公会、北京新聞学会
	主要人物名	杜重遠、杜重遠夫人侯御之、呉上海市長
	掲載面	3面1回、6面1回、8面2回、9面4回、10面2回、11面3回、12面1回、14面2回
備考	1935年7月時点、『申報』の8面と9面は、国際ニュースを中心に扱い、10面と11面は国内ニュースを中心に扱っている。	

表 3

東京朝日新聞	頻出表現	不敬、追究、抗議、
	主要政府機関	日本大使館、上海総領事館、中国外交部、上海市政府、中国中央政府宣伝委員会、公共租界工部局、
	主要民間組織	上海居留民団
	主要人物名	日本側：石射上海総領事、有吉大使、須磨南京総領事、百武第三艦隊司令長官 中国側：呉上海市長、唐外交部次長、孔行政院長代理
	掲載面	2面7回、3面1回（社説）、夕刊1面6回
備考	1935年7月時点、『東京朝日新聞』の2面は、国際ニュースを中心に扱っていることがわかる。	

『申報』と『東京朝日新聞』の記事から、日中両国の「新生事件」に関する報道とその差異を以下のとおり読み取ることができる。

記事の焦点

『東京朝日新聞』の記事は、日本政府とその関係者が行った事件に対する抗議と責任追求をめぐる交渉が中心である。そのため、各記事の見出しと本文のなかで「抗議」や「追及」のような表現が頻出する。例えば、「我が総領事館では直にその真相を調査の上、上海市長に対し：支那側の正式謝罪、新生編集者の処罰、を要求し嚴重にその責任を追及する事になった」（6月23日）、「『新生』不敬事件につき有吉大使の抗議を受けた支那側は事の重大性に鑑み事態の紛糾を恐れ至急解決を計らんとし唐有壬外交部次長が衝に當つて」（7月6日夕刊）などの言葉が見える。それに対して、『申報』の記事は、「新生事件」に関する裁判および判決、そして杜重遠夫人侯御之の上訴について焦点を当てている点が特徴的である。

報道の範囲

前記の『東京朝日新聞』の「抗議」に関する記事は、日本政府が在中国大使、総領事などを通し中国外交部及び上海市へ行った抗議を繰り返し報じたが、「新生事件」に対する日本国内の一般民衆や各界の反応について、ほとんど報道していない。それに対して、『申報』の報道の範囲はさらに広い。上海市や南京政府の対応のほか、事件に対する中国国内の民衆の反応、とくに法曹界、新聞界の反発（日本と中国政府の両方へ）も多く報じられた。たとえば、「新生事件」の裁判判決をめぐって、律師公會（弁護士公会）は判決の不当な箇所を指摘し再審を呼びかけたが、7月24日の記事はその詳細を次のように報じている。「『新生』誌杜重遠の判決について、上海律師公會が行なった長時間の討論の結果を司法院へ提出することになった。（中略）杜重遠に対する判決には、違法と考えられる箇所、及び人情に沿わない箇所があり、判決に対する修

正を主張し、その結果を公示するように要求した」。また、「新生事件」を発端として始まった「出版法」の改定をめぐる、上海や北京の新聞界組織は反対意見を表明した。『東京朝日新聞』にみられる日本中央政府（閣僚や外交官などの政府関係者）を中心とした報道と違い、『申報』は中国の民間人の動きも取り上げ、より広い視野をもつことがわかる。

国際ニュースとしての扱い

「新生事件」は「閑話皇帝」に対する日本の抗議によって拡大した事件である。当然、両紙は日本と中国の双方の動きを伝えている。『東京朝日新聞』が、「新生事件」を完全に国際事件として報じたのに対し、『申報』は、国内ニュースと国際ニュースの両方として扱った。『申報』は、通常では国際情勢を扱う第八面、第九面と中国国内情勢を扱う第十面、第十一面の両方において、しばしば「新生事件」を取り上げた。とくに、新生事件の判決に関する記事のほとんどは、国内ニュースの紙面にあった。そのほかに、『申報』は、英国の新聞『ザ・タイムズ』に載った社説を要約して報道した。要約記事は、「上海新生事件がすでに解決され、中国と関係ある各界は、やっとほっとした気持ちになっただろう」と「新生事件」に触れ、さらに「日中両国の衝突現象が継続することは、日本が他の隣国との関係改善を促進することにならない」と日本の外交政策（主に対モンゴルやソ連）に関連づけている。

「不敬」について

『東京朝日新聞』は、概して「不敬事件」として報じたが、「閑話皇帝」の内容には触れることなく、その文章のどこに「不敬」な発言があったのかについてはまったく報じなかった。それに対して、『申報』は、「文章は日本の政治体制を詳しく記述、日本皇室に言及した箇所があり、日本総領事が不敬と主張」（7月1日の記事）と書いている。また、「新生事件」の裁判判決について、『東京朝日新聞』は杜重遠の懲役刑一年二ヶ月だけを報じたが、その後杜重遠夫人侯御之上訴についてほとんど報じなかった。それに対して、『申報』は、二回に分けて長文記事「杜侯御之上訴及抗告文」を載せ、刑事上訴状、上訴理由書、刑事抗告状を掲載することで、被告側の判決不服理由も明らかにした。事件の発生地である上海では、「閑話皇帝」を読んだ人は少なくないため、事件の経緯を知っている人も多いはずである。他方、日本国内では、問題となった「閑話皇帝」を読んだ人は少数だと推測され、事件に対する判断は『東京朝日新聞』のような日本国内メディアに頼るしかない状況である。にもかかわらず、『東京朝日新聞』の記事内容は事件の経緯および裁判の詳細について避けていた。したがって、この両紙の比較から、当時の日本のジャーナリズムが本来の機能を十分に果たしていない様子が読み取れる。

まとめ

「新生事件」に関する報道においては、『東京朝日新聞』と『申報』は、選んだニュー

素材は同じだったが、「加工」のプロセスにおける「偏向」があった。『東京朝日新聞』は、日本政府の抗議と要求、そして中国政府および上海市がそれを全面的に飲み込む一面を中心に報じた。一方、『申報』は、「不敬」の理由の究明及び不当判決に対する中国国内の批判の動きを重点的に報道した。両紙において、新聞読者の理解を得ようとする姿勢は同じだが、その目的は異なる。『東京朝日新聞』の報道目的は、天皇の尊厳を守り、「強い」日本政府を日本国民に印象づける点にあったのに対し、『申報』の報道目的は、中国国民の反日感情に沿った路線を取り、その感情を維持・高揚させようとする点にあったと結論付けられる。もともと国が違う以上、新聞の報道における差異が存在するのが当然であると予想されるが、「新生事件」をめぐる日中両国の報道を比較するというような今まで行われていなかった考察は、近代ジャーナリズム論においては有意義であろう。そして、さらに重要なのは、こうした差異が生じる背景である。両紙のこのような偏向する報道姿勢は、どうしてジャーナリズム本来の精神に反してまで表面化したのか。この背景については、以下の「新生事件」の発生原因に関する考察によって解明する。

4 「新生事件」の発生原因

4-1 事件発生と1930年代中国の社会状況との関係

ここまでは、『申報』と『東京朝日新聞』の記事内容を比較しながら、それぞれの「偏向」を明らかにした。ここからは、このような「偏向」が生まれた歴史背景を考える。「新生事件」は、日本の「閑話皇帝」への抗議から発生・発展したが、「新生事件」をめぐる裁判、特に法廷でのピラ撒きなどの混乱は、事件による社会的影響の拡大と直接につながった。その背景をたどる際に、まず「閑話皇帝」というような文章が執筆され、そして雑誌に掲載された背景を考える必要があると思われる。吉澤誠一郎は、梁啓超のアメリカ紀行を取り上げて近代中国の愛国主義を論じた文脈で、「中国の愛国主義（または、民族主義、国家主義、国民主義）は、まさにこの梁啓超の指摘のように、国家と国家が厳しい競争を繰り返している時代に成立してくる。それゆえ、この状況を前にした問題意識は、中国の存亡ということにかかってくる」（吉澤 5）と述べている。1931年の満州事変、その翌年1932年の満州国⁹樹立を経て、日本の勢力は中国東北部から、中国華北部へ伸び始めた。「閑話皇帝」のなかに登場する溥儀は、1934年日本軍部の擁立で偽満州国の皇帝となり、1935年4月に偽満州国皇帝として日本を訪問した。この一連の動きは、中国の民衆に国家の存亡危機を痛感させ、全国規模でのナショナリズムをまき起こした。当然ながら、溥儀は中国国民の批判的となった。「閑話皇帝」はこのような時期に執筆され、掲載された文章であった。

「新生事件」発生背景として、第一に、1930年代初期日本の中国侵略とそれがも

たらした中国のナショナリズムの高揚を考えねばならない。また、中国全土という広範囲から上海という地域に目を向けると、上海の地域性も無視できない。Leo Ou-fan Lee は、上海世界主義（Shanghai Cosmopolitanism）を論じた際に、世界主義が普及した1930年代半ばの上海では、左翼主義的知識層が成長したと述べる（321-22）。そして、左翼主義が強化された原因として、（欧州ファシズムに対する抵抗と同時に）中国における反日感情・愛国感情の高揚を指摘する（Lee 322）。「閑話皇帝」の筆者である艾寒松、『新生』の責任者である杜重遠が当時の左翼主義的知識人であったかどうかについては、本稿の考察範囲を超えるが、彼らが当時の上海における思想風土から影響を受けた可能性を否定することはできないだろう。

「閑話皇帝」に関する日本側の抗議を受け、上海市側は主に、（1）雑誌『新生』の発行停止、（2）雑誌責任者及び執筆者を法的に審問、（3）雑誌の残品を没収し、店頭にある品を全部回収、（4）上海以外の地に発送する雑誌を差し押さえる、（5）記事の転載の禁止（『東亜』第8巻第9号 96）、等の措置を取った。しかし、問題となった「閑話皇帝」は、国民政府の「中央宣伝委員会図書雑誌審査委員会」の検閲を受け審査を通過したものであった。その裏には、国民政府が日本の圧力を利用して、事件後の言論統制を強化しようとする思惑があったと考えられる。「新生事件」後、国民政府は前記の「図書雑誌審査委員会」を解散し、「出版法」の改正に着手した。『申報』の報道にもあったように、『新生』に対する処分、及び「出版法」の改正などに対して、明らかな言論の自由への干渉と加害である。これら一連の動きに対し、中国のジャーナリズム界は強く批判したが、「新生事件」後の国民政府による言論統制の強化に対する実質的な抵抗とはなり得なかった。それについて今村は、「事件そのものは、日中両国における皇帝観のちがいに根ざすものであろうが、検閲の点にかぎっていえば、これがきっかけで、同委員会は解散させられるのである。それからは、言論への弾圧は野放し状態になった」（今村（B）75）と述べている。具体的な言論出版関係法制については、表4で示したように、1935年の「新生事件」以降、数多くの法令が制定された。一連の言論出版に関する法令の制定や改正の基本的な目的は、いうまでもなく国民党の独裁統制を維持するためである。無論、このような言論統制政策は、「新生事件」の発生前からすでに行なわれてきた。しかし、「新生事件」後、「言論弾圧は野放し状態になった」と今村が言うように、「新生事件」は1930年代中国ジャーナリズムの流れのターニング・ポイントとなったのである。本稿では1930年代中国の言論統制政策について、これ以上に立ち入りしないが、この事件と当時の言論出版政策とリンクさせるような考察が今後で行う必要があると考える。

表 4

制定年	法令名（日本語訳）
1937	「修正出版法」（「出版法修正案」）
1937	「修正出版法施行細則」（「出版法修正案施行細則」）
1938	「修正抗戦期間図書雑誌審査標準」（「抗日戦争期間図書雑誌審査基準修正案」）
1938	「戦時図書雑誌原稿審査辦法」（「戦争期図書雑誌原稿審査条令」）
1939	「戦時新聞違検懲罰辦法」（「戦争期報道違反審査及び処罰条令」）
1943	「戦時新聞禁載標準」（「戦争期掲載禁止基準」）
1944	「戦時出版品審査辦法及禁載標準」（「戦争期出版物審査及び掲載禁止基準」）
1944	「修正著作権法」（「著作権法修正案」）

（葉再生『中国近代現代出版通史』に基き、筆者作成）

4-2 1930年代日本の「国体明徴」及び「天皇機関説」

一方、「新生事件」が日本政府、特に軍部に重大問題とされた原因には、当時の「国体明徴」¹⁰の推進運動があった。また、「新生事件」とほぼ同じ時期に起きた美濃部達吉の「天皇機関説事件」¹¹とも緊密な関係があったと考えられる。前述した1935年7月の『東京朝日新聞』には、「新生事件」の記事が載ったのと同じ紙面で、美濃部達吉の天皇機関説に関する報道が多数見られる。ゆえに、「新生事件」発生時の日本における背景を考える際に、「国体明徴」と「天皇機関説」にも触れないわけにはいかない。

これらについて、前坂俊之は、次のように指摘している。「天皇機関説は、『国体』についての近代的な解釈の一つにすぎず、もちろん天皇の存在を否定したものではない。それが突如、右翼勢力によって問題視され、天皇の神聖をタテにいっさい論ずることを禁じられ、ファッション化に同調しないものは「国体」の名において強制的に排除された」（前坂 188）。ここで、注意したいのは、「天皇の存在を否定したものではない」という点である。実は、「新生事件」の「閑話皇帝」を繰り返し読むと、美濃部の「天皇機関説」との類似点が浮かび上がってくる。すなわち、「閑話皇帝」は、天皇の存在を否定するものではなく、それどころか、天皇が軍部に利用されることを悲しみ、天皇の境遇に同情する感情すらも含んでいる。島田・宇野両氏によると、「この文章は、その標題がしめすように、あくまでも閑話であって、正面切つての皇帝論でもないし、日本政界の内情をからかった面はあるが、とくに日本皇室を侮辱しようという政治的意図も見出されない。むしろ稚氣愛すべき三文記事である」（95）。また、今村もこれと類似する見方を取っている。「記事の内容は、戦後の天皇の人間宣言や、日本国憲法施行などのあった今日からみると、それほど問題視する必要はなかったよう

に思われる。戦後の日本で一時さかんに行なわれた天皇制論議にくらべて、それほど急進的ではないように見える」(今村 (A) 193)。

このような意見はいずれも戦後のものである。言うまでもなく、日本では、戦前と戦後の天皇制に対する理解はまったく異なる。しかし、どうしてこれほど大きな転換があったのだろうか。戦後、米軍の占領下で進められたデモクラシーの実現によって、日本はその政治体制から一般民衆の国民意識に到るまで大きく変わった。若槻泰雄は、世界各国に自民族の祖先に関する神話や観念があるが、日本だけが世界的に珍しいのは、相当程度の文明に達した国が、こんな幼稚な神話を信じる、あるいは国家が国民に信じることを強制した点であると指摘した(若槻 211-12)。しかし、戦前と戦後における天皇制理解の違いは、たんに民主主義制度の有無に帰せられるものだろうか。「こんな幼稚な神話を信じる」から、信じないようになったことの真の原因はなんだろう。これについて、加藤周一は、「ニヒリズムは、ナチ支配下のドイツでのようには、日本国民を毒さなかった。しかし、そのための準備は充分になされていたと見なければならぬ。天皇制と潜在的な虚無主義とを切り離すことはできない」(加藤 126)からだと考えた¹²。

4-3 「新生事件」と「天皇機関説」との関係

加藤が「社会的虚構」と呼んだ戦前の天皇制は、日本の国民にとって、とくに国民の意識にとって、実に大きな影響を与えた。この巨大な影響力を利用したのが、まさに日本の軍部だった。軍国主義によって作り上げられた「虚構」は、一つのフィクションに過ぎない。そのため、当然のように消滅することはありうる。そして、日本が「新生事件」を重要視した背景には、このフィクションの消滅、すなわち「社会的な虚構」の真相が明かされることに対する恐怖があったのではないか。今村によると、この事件は「日本国内の国体明徴運動を外国に投影させたものである」(今村 (A) 193)。これは、ただ外国に投影させた一方向的なものではなく、むしろ同時に外国での事件を借りた日本国内での国体明徴運動そのものの演出であったと筆者は考える。日本国内において、天皇の万能無制限の統治権力を否定する「天皇機関説」は、軍部にとってはどうしても排除したい障害物であった。これと同じ時期に起きた「新生事件」は、この障害物を取り除くチャンス、あるいは絶好のタイミングで現われた助っ人にもなったと思われる。そして軍部の最終的な目的は、「新生事件」の「解決」によって、日本国内の反軍部勢力を排除することであったというのが、本稿の見方である。

「新生事件」が日本国内に及ぼした影響は、中国国内におけるほど大きくはなかったが、その後の日本国内の政治や世論の変化と無関係とは言えない。前坂は「世論の主導権は完全に右翼、軍部の握るところとなった」と述べ、数年前の政党政治華やかな

りし頃に活躍した自由主義的な新聞や雑誌は何かの影におびえたように、美濃部の「天皇機関説」を擁護するものではなく、完全に回避的な態度を取り、かすかに残された言論の自由は跡形もなく消えていったと、その後の日本のジャーナリズムの変化を指摘している（前坂 195）。無論、当時日本のメディアのすべてが美濃部批判へ走ったわけではない。『他山の石』で論陣を張り続けた桐生悠々など、少数でありながら美濃部達吉を擁護する声もあった。しかし、やがて日中戦争の長期化や太平洋戦争の突入とともに、日本のジャーナリズムは完全に死に体の時期へと向かって行ったのである。

5 結び

本稿は、1935年の「新生事件」に関する日中両国の動きに関し、主に両国における報道という視点から考察を行った。中国紙『申報』と日本紙『東京朝日新聞』における記事を分析することにより、天皇の尊厳を守り、「強い」日本政府を日本国民に印象づけようとする『東京朝日新聞』と、中国国民の反日感情に沿った路線を取った『申報』の報道姿勢の違いについて具体的な叙述を行った。それは、(1) 記事の焦点、(2) 報道範囲の違い、(3) 国際ニュースとしての「新生事件」の扱い方の違い、(4) 「閑話皇帝」が「不敬」と判断された点についての取り扱いの違い、の四つである。最後に、「新生事件」の発生及び日中両国の報道における違いの原因を問ひかけ、当時の両国の政治情勢や社会状況からその真相を探った。

「新生事件」が発生した原因は、中国の愛国主義の高揚、日本の国体明徴運動の拡大にあったと考えられる。「新生事件」という外国の事件と、ほぼ同じ時期に起きた日本国内の美濃部達吉の「天皇機関説」事件とを一つの視野の中で見ると、それらが事件化されるメカニズムの点で、両者が表裏一体であるという関係が浮かび上って来る。中国政府は、国民党の独裁統制を維持するために日本の圧力を借り、国内の言論自由や報道出版に対する統制を強化させた。一方、日本政府は「新生事件」を利用し、「天皇機関説」事件と関連付け、国内での国体明徴運動を推進した。両国の政治状況の違いは、直接、両国の新聞紙面における報道姿勢の違いとして反映されたのである。したがって、1935年の「新生事件」は、同時に中国と日本の双方のジャーナリズムのあり方を変質したターニング・ポイントであると言える。勿論、これを立証することは、本稿で行った分析だけでは十分ではない。たとえば、1930年代中国と日本それぞれ国内の新聞同士による報道の比較分析、両国の言論出版政策と法規の変遷に関する長期的系統的分析などは必要である。これらは、今後の課題としてさらに考察していきたい。

「新生事件」は、言論出版の自由を侵害された重大かつ深刻な事件である。歴史を振り返ってみると、古代中国の秦の始皇帝による「焚書坑儒」から、中世欧州のキリスト教の異端審問、さらに近代日本の「白虹事件」¹³まで、様々な言論統制事件はあった。

言論自由と権力との闘争は、世界各国のジャーナリズム論における永遠の課題である。日中戦争勃発以前から、両国においてはすでにメディア統制が強化するようになった。本稿で取り上げた「新生事件」は、戦前日本の天皇制という特殊な問題と絡んでいるが、まさに言論自由と権力の戦う歴史に残る刻印の一つである。本稿では、1930年代日中両国のジャーナリズム状況とそれを生じた原因を明らかにした。しかし、歴史的考察を行う目的は、これだけではない。グローバル化した現代情報社会においても、自由かつバランスの取れた言論空間を保つために常に注意を払わなければならないからである。

注

- 1) 「閑話皇帝」は雑誌『新生』第2巻第15期（1935年5月4日号）に掲載された文章である。本稿の執筆に用いたのは、1984年上海書店から刊行された『新生』影印本である。なお、引用記事の日本語訳は、筆者によるものである。
- 2) 張学良：(1901-2001)、遼寧省出身。中国の軍人、政治家。
- 3) 鄒韜奮：(1895-1944)、福建省出身。中国のジャーナリスト。
- 4) 国民参政会：国民政府支配下の民意聴取機関。1938年7月に設立、1948年3月に解散。
- 5) 艾寒松：(1905-1975)、江西省出身。1930年上海復旦大学卒、1931年から『生活』週刊の総務主任となった。「新生事件」後ソ連に渡り、『救国時報』の編集に携わった。1938年に帰国し中国共産党に入党。新中国成立後、江西省教育庁要職などを歴任した。
- 6) 「新生事件」の経緯を具体的に報じた当時の日本語メディアとして、南満州鉄道株式会社東亜経済調査局の『東亜』や支那時報社の『支那時報』がある。また、上海日本商工会議所が中心となって結成された組織「金曜会」の機関誌である『金曜会パンフレット』も「新生事件」の詳細を報じた。それらは新聞の記事よりも詳しく事件を紹介したが、いずれも当時中国在住の日本人を対象とする専門雑誌であったため、その読者層と発行範囲から見れば、日本国内の一般民衆に対する影響は小さかったと思われる。
- 7) 『申報』：近代中国においては発行期間が最も長く、最も大きな影響力をもつ中国語新聞である。1872年4月30日、イギリス人 Ernest Major によって上海で創刊された。1909年以降は、中国人によって経営され、数度の経営者交代を経て1949年5月に停刊された。
- 8) 1930年代初頭の『報知新聞』について論じた佐藤卓巳は、「この時点で、『報知新聞』は、『東京朝日新聞』、『東京日日新聞』に続いて都下第三位の新聞であったが、『読売新聞』の猛追に晒されていた」（佐藤 290）と述べている。筆者が各新聞社史を調べたところ、1935年『東京朝日新聞』の発行部数は913342部、『東京日日新聞』は1157683部、『読売新聞』は667790部である。本稿では、発行部数だけでなく、史料入手上の便宜から、『東京朝日新聞』を1935年における日本の代表的な新聞の一つとして考察対象にした。
- 9) 満州国：満州は中国東北一帯を指す呼び方であるが、中国では一般に「東北」あるいは「東北三省」と呼ぶ。満州国については、中国ではその傀儡性を示すために「偽満州国」と表現している。本稿では、特に傀儡性あるいは正当性のどちらを強調しようとせず、「満州国」という表現をそのまま使う。
- 10) 前坂俊之によると、「国体明徴」とは、天孫降臨（皇室の祖先が地上に天降る）時の天照大神

- (皇室の祖先神、伊勢神宮の祭神)の神勅に基づき、万世一系の天皇が統治するという、世界に冠たる国家体制(天皇制)であることを明らかにし、これに少しでも疑念を持たせるような言論は一切禁止する、という意味である(前坂 186-87)。
- 11) 1935年の天皇機関説事件は、京大滝川事件の延長線上に起きたことであつた。松尾尊兌によると、美濃部達吉の「天皇機関説」は、その師である一木喜徳朗(東京帝国大学教授)の天皇機関説を発展させたものである。それはすなわち、国民の代表機関たる議会は、国家の最高機関たる天皇と立法権においては対等な権限をもち、行政で天皇を補佐する内閣の責任を問うるものとし、国民・議会・内閣・天皇の拘束関係を法学的に設定し、天皇を立憲君主に位置づけたものである(松尾 1547)。
- 12) これについて加藤周一はさらに、ナチの大きな宣伝は群衆を煽動し、陶酔させるためのものである一方、集会解散後家へ帰った国民は陶酔から醒めると、却って徹底した犬儒主義と虚無主義を生み出すはずであると指摘した(加藤 126)。これは、昭和20年8月の「玉音放送」にもたらした影響から考えてもよいだろう。ずっと「現人神」として奉じられてきた天皇が生々の声で日本の敗戦を告げることは、日本人に激しい衝撃を与えた。この衝撃こそは、「徹底した虚無主義」を生み出した原因であろう。
- 13) 白虹事件：すなわち、1918年8月25日に起こった「大朝筆禍事件」。大阪朝日新聞の記事のなかに、寺内正毅内閣批判と見られる「白虹、日を貫けり」という表現があつたことを理由に大阪朝日新聞は処罰され、社長や編集幹部が退社を余儀なくされた事件。

引用文献表

<日本語文献>

- 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』(朝日新聞社、1991)
- 今村与志雄(A)「自由の系譜」『新装版 講座中国Ⅲ 革命の展開』野原四郎編集(筑摩書房、1972) 155-99
- (B)「出版と検閲— 一九三〇年代を主として」『魯迅と一九三〇年代』(研文出版、1982) 58-88
- 加藤周一『日本人とは何か』(講談社、1976)
- 金曜会「「新生」誌の不敬記事と我海軍「サイド・カー」毀損事件」金丸裕一監修『抗日・排日 関係史料—上海商工会議所『金曜会パンフレット』—第七巻(1935年)』(ゆまに書房、2006) 239-47
- 佐藤卓巳『『キング』の時代—国民大衆雑誌の公共性』(岩波書店、2002)
- 支那時報社「「新生」事件の全貌」『支那時報』23.2(1935): 70-75
- 島田俊彦・宇野重昭『太平洋戦争への道 第三巻 日中戦争〈上〉』(朝日新聞社、1962)
- 前坂俊之『太平洋戦争と新聞』(講談社、2007)
- 松尾尊兌「美濃部達吉」廣松渉他編『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998) 1547-1548
- 毎日新聞社史編纂委員会編『毎日新聞七十年』(毎日新聞社、1952)
- 南満州鉄道株式会社東亜経済調査局「雑誌「新生」の不敬事件経緯」『東亜』8.9(1935): 95-101
- 吉澤誠一郎『愛国主義の創成 ナショナリズムから近代中国をみる』(岩波書店、2003)
- 読売新聞100年史編集委員会編『読売新聞100年史 別冊 資料・年表』(読売新聞社、1976)

若槻泰雄『日本の戦争責任 上』（小学館、2000）

<中国語文献>

『新生』影印本全2巻（上海書店、1984）

司馬卒「《新生》事件概述」『中国出版史料 現代部分 第一巻 下冊』宋道放主編（山東教育出版社、2000）391-99

杜重遠著 杜毅・杜穎編注『杜重遠文集』（文匯出版社、1990）

葉再生『中国近代現代出版通史 第二巻』（華文出版社、2002）

鄒韜奮『韜奮全集』全14巻 中国韜奮基金韜奮著作編集部編（上海人民出版社、1995）

<英語文献>

Leo Ou-fan Lee. *Shanghai Modern: The Flowering of a New Urban Culture in China, 1930-1945*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1999.